

1. 付加価値税

❖ 2024年6月30日まで付加価値税2%減税を継続

10%税率の付加価値税率で適用されている商品、サービスに対して、2023年11月29日付、議決・第43/2022/QH15号によると、国会は2024年1月1日から2024年6月30日までの期間、付加価値税2%減税の継続を承認した（残り8%）。

本規定は電気通信、情報テクノロジー、金融活動、銀行、証券、保険、不動産業、金属、磁性製品、金属加工品、鉱業製品（石炭採掘を除く）、コークス、精製石油、化学製品、及び特別消費税の対象となる商品およびサービスには適用されない。

❖ まだ控除を受ける付加価値税の処理

2023年11月13日付、ハイズオン省税務局発行のオフィシャルレター・第15691/CTBDU-TTHT号の詳細は以下の通りである。

輸出加工企業である会社がベトナムでの商品流通活動に対する付加価値税控除方法を登録している場合、現時点で、会社はこの活動をもう実施しておらず、控除される仕入付加価値税がまだあるものの、税金の還付条件を満たさない場合、2015年6月22日付、財務省発行の通達・第96/2015/TT-BTC号の第4条にある規定を満たす場合、会社は法人税の課税所得を確定する際に、損金算入費用として計上することができる。

2. 個人所得税

❖ 退職した労働者への支給額に対する個人所得税

2023年11月13日付、ハイズオン省税務局発行のオフィシャルレター・第15692/CTHDU-TTHT号の詳細は以下のようになる。

労働法の規定通りに会社は無期限の労働契約書を締結し、双方は労働契約書の解消を同意したが、会社は労働契約書の終了日より後に清算手続きを完了し、労働者に給与及び手当を支給する場合、労働者への所得の支給時点に基づいて、課税所得は以下のように確定される：

- 給与、未消化の有給休暇の金額、及び給与、報酬の性質のある手当に対して、会社は労働者に支給する前に累進課税表で個人所得税の源泉徴収を実施する。

- 労働法の規定により、退職手当及びその他の手当に対しては労働者の個人所得税の課税所得に計算しない。
- 労働契約書の終了時点の後に、会社は労働者に支給する所得（労働法の規定以外）に対して、この支給額が200万ベトナムドン以上であれば、会社は2013年8月15日付、財務省発行の通達・第111/2013/TT-BTC号の第25条1項iの案内に従って、源泉徴収を実施する。

3. 外国契約者税

❖ ベトナムの会社が海外の会社の商品を購入し、その後、他国に輸出する場合、これらの商品は外国契約者税は課税されない。

2023年10月25日付、ビンズオン省税務局発行のオフィシャルレター・第24958/CTBDU-TTHT号の詳細は以下のようになる。

会社は海外での顧客から商品を購入し、その後、海外の別の購入者に国境を越えて商品を販売する場合、この国境移転形式に従って売買される商品は2014年8月6日付、財務省発行の通達・第103/2014/TT-BTC号の第2条にある規定に従って、外国契約者税が課税されない対象に属する。

4. 輸出入

❖ 一時輸入品・再輸出品に対する通関手続き

2023年11月24日付、税関総局発行のオフィシャルレター・第6087/TCHQ-GSQL号の詳細は以下のようになる。

政令・第69/2018/NĐ-CP号の第15条1項の規定に従って、生産、建設工事、プロジェクトの設置、プロジェクトの実施、テストのためにベトナム企業が海外からレンタルまたは借用した設備、機械、工事車両、輸送車両、金型およびサンプルは、ベトナムに一時的に輸入された後、レンタル期間が終了したときに、再輸出され、外国貿易業者に返送される。外国貿易業者がベトナムで再輸出するために一時的に輸入された商品を他のベトナム企業に引き渡すことを指定した場合、現地での輸出入手続きは適用されない。

5. インボイス

❖ 輸出領収書及び出庫兼社内運送票の記載方法

2023年12月13日付、ビンズオン省税務局発行のオフィシャルレター・第32940/CTBDU-TTHT号の詳細は以下になる。

- 会社は外国パートナーへの加工活動が発生したが、第3（三）国への商品配送が指定された場合、輸出の際に会社は政令・第123/2020/NĐ-CP号の第8条1項の規定に従って、付加価値税の領収書を使用し、同時に領収書上に海外側の購入者の名称、商品を受け取る会社名、第3（三）国での納品場所を明記しなければならない。
- 会社は国境ゲートまたは輸出手続きが行われる場所への輸送のために物品を輸出する場合、市場流通用の証明書類として出庫兼社内運送票を使用する。政令・第123/2020/NĐ-CP号の第10条14項にある規定以外に政令・第123/2020/NĐ-CP号に添付するフォーム・第03/XKNB号にある指標を十分に記載する必要がある。

6. 労務

❖ 2023年の外国人労働者の使用状況報告書

2023年12月4日付、ホーチミン市労働・傷病兵・社会問題局発行のオフィシャルレター・第27712/SLĐTBXH-VL-ATLĐ号の詳細は以下になる。

ホーチミン市労働・傷病兵・社会問題局は企業に2020年12月30日付の政府発行の政令・第152/2020/NĐ-CP号の第6条及び2023年9月18日付の政府発行の政令・第70/2023/NĐ-CP号の第1条12項aの規定に従って、外国人労働者の使用状況報告書の提出を要求した。具体的には以下の通り：

外国人労働者の使用状況の報告は2023年9月18日付の政府発行の政令・第70/2023/NĐ-CP号とともに公布されたフォーム・第07/PLI号に従って作成される。

- **報告期間データ**：2022年12月15日から2023年12月14日までの外国人労働者の総合データ。

- **報告書の提出期限**：2023年12月15日から2024年1月5日まで
- **報告書の提出形式**：組織、企業は Google Form の リンク：<https://forms.gle/4UuiAsoH6PwmRPwe7> にアクセスし、もしくは QR コードをスキャンして、外国人労働者の使用状況の報告にアクセスし、労働・傷病兵・社会問題局に送付する。

❖ 2023年の労働災害状況報告書は2024年1月11日より前に提出しなければならない

2023年12月18日付、ホーチミン市労働・傷病兵・社会問題局発行のオフィシャルレター・第28788/SLĐTBXH-VL-ATLĐ号、2023年労働衛生、安全業務、労働災害状況の報告についての詳細は以下になる。

ホーチミン市労働・傷病兵・社会問題局からの通告に従って、ホーチミン市内にある企業は2023年の労働衛生、安全業務、労働災害状況を報告しなければならない。詳細は以下になる。

- 労働災害状況報告の内容は労働衛生、安全法の第36条1項；政令・第39/2016/NĐ-CP号の第24条1項にある規定及び本政令とともに公布された付録 XII に従って実施する。
- 労働衛生、安全業務報告の内容は労働衛生、安全法の第81条1項a；通達・第07/2016/TT-BLĐTBXH号の第10条2項及び本通達とともに公布された付録 II に従って実施する。
- **報告書の提出形式**：企業は添付された案内通りの資料に従って報告書を提出するために、労働衛生、安全のデータ情報管理ソフト(<https://atld-sldtbxh.tphcm.gov.vn>)にログインする。
- **報告書の提出期限**：2023年12月25日から2024年1月10日まで。

お問い合わせ：

KHAI MINH CONSULTING COMPANY LIMITED

ホーチミン市第 1 区 Dakao ワード Vo Thi Sau 通り 45 号

Citilight Tower、6 階、603 室

Tel: 84 28 3820 5731 / 2 Fax: 84 28 3820 0906

(英語)

Tran Mai Tuong Vy

tran.mai.tuong.vy@kmc.vn

Nguyen Van Mui

nguyen.van.mui@kmc.vn

(日本語)

Le Quoc Duy

le.quoc.duy@kmc.vn

Nguyen Thi Thao Uyen

nguyen.thi.thao.uyen@kmc.vn

本情報はベトナムにおける税務・会計・投資及び人事労務に関する規定等をアップデートしています。あくまでも、ご参考としていただき、ご決定前には、必ず専門家の意見を伺って下さい。